

# 滝上町食育・地産地消推進計画(第2期)

(令和4年度～令和8年度)

令和4年 3月

滝 上 町

## 目 次

1	本計画の趣旨・目的	1 P
2	食育及び地産地消の定義	2 P
(1)	食育の定義	2 P
(2)	地産地消の定義	2 P
3	本計画の位置付け	2 P
4	計画の期間	3 P
5	計画の推進体制	3 P
6	滝上町の食をめぐる現状と課題	3 P
(1)	滝上町における食料生産の現状	3 P
(2)	人口推移と世帯数構成及び高齢化率の変化	4 P
(3)	食生活の変化と健康への影響	5 P
(4)	食育・地産地消に対する理解と取組	6 P
7	食育・地産地消に関する3つの基本目標	7 P
8	第2期計画の目標	9 P
9	ライフステージに応じた食育の推進	10 P
(1)	乳幼児期（0～5歳）	10 P
(2)	学齢・思春期（6～19歳）	10 P
(3)	青年期（20～39歳）	11 P
(4)	壮年期（40～64歳）	11 P
(5)	高齢期（65歳～）	11 P
10	関係機関の役割・連携	12 P
(1)	家庭における食育・地産地消の取組	12 P
(2)	学校・認定こども園における食育・地産地消の取組	12 P
(3)	生産者団体等における食育・地産地消の取組	12 P
(4)	地域・行政における食育・地産地消の取組	12 P
11	参考資料	13 P～

## 1 本計画の趣旨・目的

私たちにとって「食」は、生命と健康を維持するための基本であり、日々の食事は、家族や地域との結びつきに通じる大切なものとして、私たちの「心」の健康、生きる喜びをもつくり上げてくれるものです。

国が平成17年に制定した「食育基本法」では、「食育」の目的は、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、様々な経験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

また、北海道では、平成17年に「北海道食育推進行動計画」、平成21年には後継の計画となる「第2次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）、平成26年には「第3次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）、平成31年には「第4次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を作成し、北海道の食育を総合的に推進しています。

こうした中、本町では、平成29年12月に「滝上町食育・地産地消推進計画」を作成し、本町の食育・地産地消を推進してきました。

この計画により、基本目標の達成を目指して、町内の各関係機関などによる様々な取組が広がりを見せる一方で、朝食の欠食や野菜・果物の摂取量が少ない栄養バランスに欠ける食生活、少子高齢化の進展に伴う未来を担う子どもたちへの食育の重要性の増大、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなどの課題が引き続き存在することから、食育の取組を継続して実施していくことが必要です。

このため、これらの課題や食育をめぐる情勢の変化等を踏まえ、国や北海道、関係の機関・団体などと連携しながら、引き続き、町民の皆さんのより効果的な食育・地産地消の取組を計画的に推進するため、「第2期滝上町食育・地産地消推進計画」を策定します。



【日本一の商業栽培面積を誇る和ハッカ】

## 2 食育及び地産地消の定義

### (1) 食育の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられています。（食育基本法前文）

### (2) 地産地消の定義

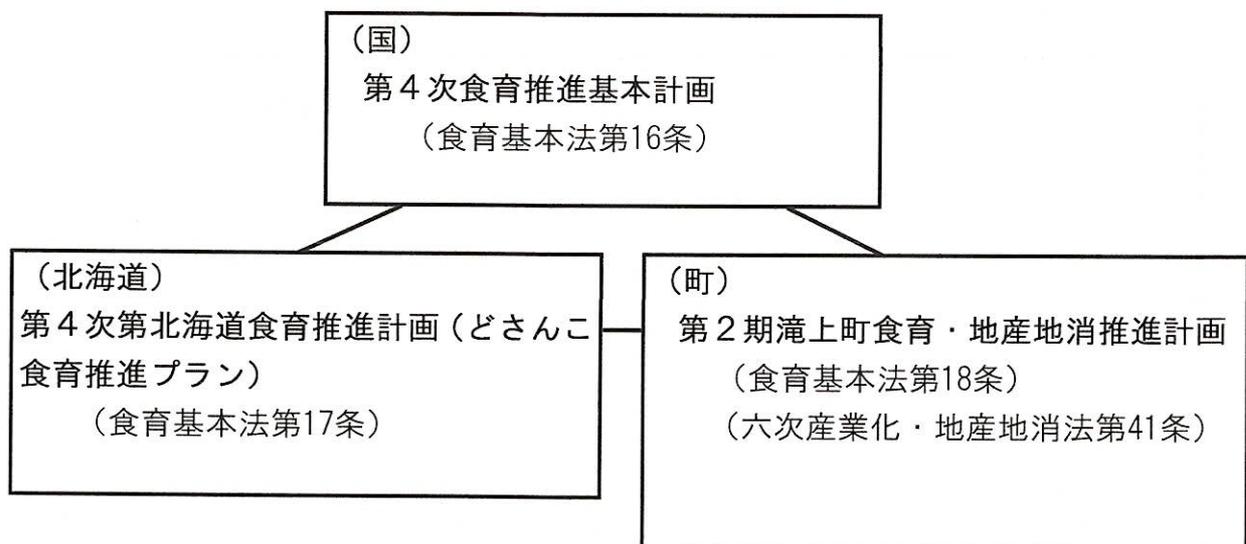
地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費することと定義され、これを促進することにより農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的な発展、農山漁村の活力再生及び地域資源の活用や循環資源の再生利用、消費者の利益増進、食糧自給率の向上、生産地と消費地との距離の縮減等を通じての環境への負担の低減等を目的とするとされています。

〔地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下、六次産業化・地産地消法）前文及び第 25 条〕

## 3 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく「市町村食育推進計画」として策定するものであり、国の「第 4 次食育推進基本計画」や北海道の「第 4 次北海道食育推進計画」との整合性を図るとともに、六次産業化・地産地消法第 41 条第 1 項に基づく「市町村地産地消促進計画」を兼ねるものとします。

### ■ 滝上町食育・地産地消推進計画の位置付け



#### 4 計画の期間

この計画は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

#### 5 計画の推進体制

これまで、「滝上町食育・地産地消推進計画」に基づき、町民皆さんの理解の下、関係の機関・団体などと連携、役割分担を行い、食育・地産地消の取組を推進してきました。その間、令和2年5月には、行政担当機関の連携強化等を図るため「滝上町食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）」を設置、さらには、令和3年3月に「滝上町食育・地産地消推進会議設置条例」を制定し、同年6月に「滝上町食育・地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置しました。

今後も、「推進会議」や「ネットワーク会議」を中心に、第2期食育・地産地消推進計画に基づく取組の推進を図ります。

#### 6 滝上町の食をめぐる現状と課題

##### (1) 滝上町における食料生産の現状

本町では、小麦・スイートコーン・かぼちゃを主体とした「畑作」と、中山間地域の限られた土地を有効に活用して生産性の高い粗飼料利用型の「酪農」、更には優良血統牛を導入した「肉用牛」などの飼育が行われています。

このほか、全国的にも珍しい七面鳥やハッカをはじめ地域の特色ある農畜産物も生産され、特にハッカについては、近年、希少な国内産和ハッカの価値が見直され、コンビニエンスストアでアイスやハイボールなどの商品化が進むなど、全国的にも注目されています。これらの農畜産物については生産者自ら加工・販売している事例もあることから、6次産業化の取組も行われています。

また、町内には食品加工業者があり、町内で生産されたスイートコーンやかぼちゃを使ったパウダーやフレークなどの農産加工品や町内の生乳を使ったフレッシュクリームチーズなどの乳製品加工も行われています。

近年の動向として、町内産小麦「きたほなみ」の小麦粉を使用したうどん、パスタなどの麺類が商品化されるなど地域消費者からも注目されており、また、近年ブームとなりつつある農業被害をもたらすエゾシカの肉を活用したジビエ料理の研究開発に取り組むなど、地域の生産物を活用した食品の製造・販売が活発化し、見直されてきています。



■農作物作付状況

作物名	作付面積 (ha)
小麦	406.2
スイートコーン	102.8
てん菜	83.6
紫蘇	29.0
南瓜	21.4
薄荷(油・乾燥)	5.7
その他(大豆・大根など)	7.9

(令和2年度オホーツクはまなす農協・滝上町調べ)

■家畜飼養状況

種類	頭数(頭・羽)
乳用種	4,114
肉用牛(乳用種・交雑種)	800
肉用牛(黒毛和種)	414
馬	16
七面鳥※	1,050

(肉畜等に関する調査:令和2年2月1日)

※七面鳥は、定期報告値(令和2年2月1日)

■酪農地区別の乳量状況

(t)

大正・滝下 ・雄鎮内	新町・雄柏	幸町・札久 留	白鳥・一区 ・滝美町	二区	三区・四区 ・滝西・茂 瀬・五区	合計
4,239	1,428	3,979	1,037	1,046	8,644	20,373

(令和2年度オホーツクはまなす農協調べ)

(2) 人口推移と世帯構成及び高齢化率の変化

本町の人口と世帯数は減少傾向にあります。これは、若年層の流失と核家族化や単身世帯の増加によるものであり、高齢者の単身者も増加傾向にあります。

また、高齢化率(65歳以上の割合)は、令和2年1月1日時点で44.8%(北海道32.1%、全国28.4%※)と全国的にも高い水準にあり、今後も高齢化率は高くなる見込みとなっています。

※全国値は、内閣府「令和2年版高齢社会白書(令和元年10月1日現在)」による

■人口と世帯数の変化

	平成27年度	令和2年度	増減数
人口	2,721名	2,421名	△300名
世帯数	1,295世帯	1,226世帯	△69世帯
高齢化率	42.3%	44.8%	2.5%

総務省「国勢調査」

### (3) 食生活の変化と健康への影響

核家族化や単身世帯の増加は、食に関する簡便化・外部化などの要因となっておりますが、世界規模に拡大した新型コロナウイルス感染症の流行によって、その影響は人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及し、外出自粛などにより在宅時間が増加するとともに、飲食業が甚大な影響を受けるなど、食を取り巻く環境も変化しています。また、食品ロスは、年間612万t（農林水産省平成29年度推計）発生していると推計され、持続可能な生産消費形態を確保するため、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっております。

そのような中において、本町では小中学校の全校児童・生徒を対象としたアンケート結果（資料2）や町民ミニドック、幼児健診結果等（資料3）からも、朝食の欠食、食習慣の乱れによる脂肪や塩分の取りすぎなどの栄養の偏り、就寝時間が不規則な生活習慣の乱れなどの兆候もみられ、このような傾向が続くと、将来的に肥満、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の増加といった問題を引き起こす要因となることから、適切な対応が必要とされています。

また、現在、様々な種類の食材が多様な形で加工・提供されるようになってきており、健全な食生活を自ら実践していくためには、食に関する知識や食品の選び方等も含めた判断力を、町民一人一人が備える必要性が従来以上に高まっています。

このため、健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、更には生活環境によっても異なる部分があることを配慮しつつ、町民の生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して施策を講じる必要があります。

子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となることから、学校給食への地場農産物の活用などを通じ、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、認定こども園、地域社会等の場で、子どもが楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるような施策を講じることが求められます。



【令和3年9月17日 スイートコーン収穫体験】

■朝食を毎日食べている人の割合（令和3年度）

	調査数	毎日食べる	毎日食べる人の割合(%)
小学生	70	66	94.3
中学生	34	31	91.2
成人※	90	83	92.2

※成人は町民ミニドック受検者による

■小中学生のローレル指数（令和3年度）

	調査数	平均身長 (cm)	平均体重 (kg)	平均ローレル指数
小学生	91	134.6	36.0	142.3
中学生	35	157.4	52.9	133.7

※ローレル指数は、学童の肥満の程度を表す指標

■成人のBMI（令和3年度）

指 標※	男性		女性		合 計	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
25.0以上	10	23.8	11	22.9	21	23.3

※判定基準は、18.5未満「痩せ」・18.5～25.0未満「標準」・25.0以上「肥満」

■就寝時刻が不規則な小中学生（令和3年度）

	調査数	不規則な生活※	割 合
小学生	70	17	24.3
中学生	34	10	29.4

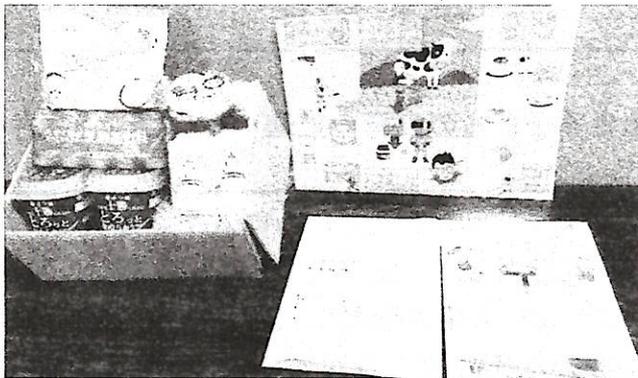
※就寝時刻が、小学生「22時以降」・中学生「23時以降」

#### (4) 食育・地産地消に対する理解と取組

本町においては、食育に関係する機関・団体などがそれぞれの役割に応じて食育の推進に取り組んでおり、食育の認知度・関心度も徐々に高まりつつありますが、健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のため、食育リーダーの養成も含め、より一層の食育に関する機関・団体などが相互の理解を深め、連携・協働して食育を推進することが求められます。

そこで、「推進会議」及び「ネットワーク会議」を設置し、食育に関する機関・団体などが連携・協働しながら食育・地産地消の推進を図っています。

地産地消においては、農業者などによる農産物・加工品の直接販売や食品加工業者などによる農産加工品・乳製品等の販売、町内の飲食店や学校給食等での地域の農畜産物及び林産物の活用が行われており、これらの取組について徐々に広がりを見せていますが、これまで以上に町民が栄養豊かで新鮮な旬の食材や地域の畑作加工品等を手に入れる機会が増えるよう、地産地消の取組を拡大していく必要があります。



発送する乳製品のセットと食育リーフレット(滝上町で=同町提供)

育の推進基本目標を掲げる「滝上町食育・地産地消計画」を策定した。同事業は、この計画を推進するもの。

贈ったセットは、よつ葉乳業の製品で「北海道生乳100とろっとなめらかヨーグルト」400g<sup>2</sup>個、「のむヨーグルト甘くないプレーン」250g<sup>3</sup>本、スキムミルク200g<sup>1</sup>個、乳酸菌飲料65<sup>3</sup>g<sup>10</sup>本、チーズペースト100g<sup>1</sup>個、滝上町食育推進ネットワーク会議が発行する食育リーフレットなど。クール便で送った。

町は「普段、何気なく口にしていては住んでいる地域で生産したものだったり、身近な人が生産に携わっていたりすることを知ってもらい、コロナの影響で積み上がった脱脂粉乳などの余剰在庫解消を後押ししたい」（農政課）と話す。

## 乳製品で食育推進

オホーツク管内の滝上町は、1歳以上の未就学児がいる家庭54世帯の73人に乳製品と食に関するリーフレットなどのセットを宅配した。子どもらに町の基幹産業である酪農に興味を持ってもらう目的。新型コロナウイルスの影響で在庫が積み上がった脱脂粉乳などの消費を拡大し、生産・加工に携わる全ての人への応援

滝上町54世帯に贈呈

につなげる。

「地域乳製品等消費拡大事業」の一環で、農水省が毎月「食育の日」と定めている19日に行った。第1弾として6月30日に、小・中学生と教職員らに贈呈。今回は乳製品消費拡大の第2弾となる。

同町は2017年、町民の健康づくり、子どもを育む、地産地消と一体となった食

【令和2年8月29日 日本農業新聞】

## 7 食育・地産地消に関する3つの基本目標

食育・地産地消をめぐる現状と課題などを踏まえ、滝上町では3つの基本目標を設定し、効果的な食育・地産地消の推進を図ります。

基本目標Ⅰ	健康なからだづくりにつながる食育の推進
-------	---------------------

脂質や食塩の過剰摂取、野菜や果物の摂取不足による栄養の偏り、朝食の欠食等は、肥満や生活習慣病の起因となります。そのため、栄養のバランスや食品の安全性に関わる正しい知識、食べ物と心や身体の関係を知るとともに、身体によい食品の適切な選択の実践をすすめることにより、乳幼児から高齢期まで、健康の維持・増進につながる食育の取組を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、在宅時間や家族で食を考える機会が増えることで、食を見つめなおす契機ともなっており、家庭での食育の重要性が高まっていることから、食育に関する機関・団体などが連携・協働しながら、一層の食育・地産地消の推進に努めます。

基本目標Ⅱ	みらいを生きる子どもの食育の推進
-------	------------------

食育はすべての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、食の重要性と食べ物が作られるまでの過程を理解して、食を選択する力を養い、食生活の基礎を学ぶ時期でもあり、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものとして重要です。

そのため、子どもたちが食料の生産から消費等に至るまでの食の循環が、多くの人たちの様々な活動に支えられ、そのことへの感謝の念や理解を深めることができるよう、認定こども園や学校などでの活動を中心として、食や農業に関する幅広い知識を習得するための取組を推進します。

基本目標Ⅲ	地産地消と一体となった食育の推進
-------	------------------

本町は豊かな自然に恵まれ、四季折々の旬を感じさせる食材が多くあり、消費者と生産者が身近に感じられる地域です。その地場の農畜産物や農産加工品について理解を深めることにより、農業者や食品加工業者、町内飲食店などにおける地産地消の取組拡大を務めるとともに、認定こども園や学校給食における地域農畜産物及び林産物などの積極的な利用に努めます。

滝上町における食育・地産地消の取組

健康なからだづくりに つながる食育の推進	みらいを生きる子どもの 食育の推進	地産地消と一体となった 食育の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康まつり</li> <li>②ふれあい料理教室</li> <li>③栄養指導（栄養士）</li> <li>④健康相談（保健師）</li> <li>⑤食生活改善セミナー</li> <li>⑥町民大学講座</li> <li>⑦食育・地産地消推進セミナー</li> <li>⑧広報等による情報提供</li> <li>⑨町加工センター加工品作り体験会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康教育（食育・保健教育・安全教育等）</li> <li>②こども園・学校給食（栄養指導、食の知識、マナー学習）</li> <li>③こども園・学校農園</li> <li>④給食だより</li> <li>⑤絵本の講座</li> <li>⑥乳幼児健康診査</li> <li>⑦育児相談</li> <li>⑧子育てセミナー</li> <li>⑨町民大学講座</li> <li>⑩食育・地産地消推進セミナー</li> <li>⑪町加工センター加工品作り体験会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域農畜産物・加工品の販売（直売）</li> <li>②地域農畜産物を使った加工品の販売</li> <li>③地域農畜産物・林産物を使った料理の提供</li> <li>④地元産小麦粉の活用</li> <li>⑤うまいもんまつり</li> <li>⑥ふるさとまつり</li> <li>⑦ふれあい広場</li> <li>⑧地域特産品の販売</li> <li>⑨学校給食（地域農畜産物・林産物の活用）</li> <li>⑩給食だより</li> <li>⑪町民大学講座</li> <li>⑫図書館まつり</li> <li>⑬食育・地産地消推進セミナー</li> <li>⑭町加工センター加工品作り体験会</li> </ul>

【関係団体・行政機関】



滝上町食育・地産地消推進会議（事務局：町農政課）  
 滝上町食育推進ネットワーク会議（町保健福祉課・教育委員会・農政課）（事務局：町農政課）

商工会  
 JAオホーツクはまなす  
 社会福祉協議会  
 ヘルス芝ざくら  
 観光協会  
 町総務課  
 町まちづくり推進課  
 町子育て世代包括支援センター

町内各学校  
 認定こども園  
 町学校給食センター  
 町子育て世代包括支援センター

農業者  
 食品加工業者  
 商店・飲食店  
 JAオホーツクはまなす  
 商工会  
 観光協会  
 社会福祉協議会  
 町学校給食センター  
 町商工観光課  
 町子育て世代包括支援センター

## 8 第2期計画の目標

指 標	対象者	R3 現状値	目標値
食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合	成人	45%	80%以上
朝食を毎日食べている人の割合	小学生	94%	100%
	中学生	91%	100%
	成人	92%	100%
肥満の人の割合	幼児 [カウプ指数 20 以上]	0%	0%
	小・中学生 [ロ-ル指数 160 以上]	17%	8%未満
	成人 [BMI 25.0 以上]	23%	15%未満
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上食べている人の割合	成人	43%	50%以上
産地や生産物を意識して農畜産物・食品を選ぶ人の割合	成人	62%	80%以上
学校給食における地場農産物(道内産農畜産物)の使用割合 [重量ベース]	小中学生	77%	90%以上



【令和3年3月21日 食育・地産地消推進セミナー】

## 9 ライフステージに応じた食育の推進

### (1) 乳幼児期（0～5歳）

乳幼児期は、成長発達が著しい時期であり、子どもの年齢に見合った栄養摂取が必要です。

また、生涯にわたる食習慣の基礎を作る大切な時期であり、離乳のときから、健康的な生活リズムをつけるよう、3食の時間を決めるほか、あいさつやマナーなどを身につけたり、様々な食材に触れ、味覚を育てることが大切です。

本町においては、肥満よりも痩せの傾向が見られるほか、3歳児でも就寝時間が午後9時から10時頃と、夜型の生活リズムで過ごしている乳幼児が多い傾向となっています。

間食については、ごはんやパン、野菜や果物、チーズやヨーグルトなどの乳製品を選択する家庭が半数以上を占める一方、スナック菓子やチョコレート、アイスクリーム、ジュースなど、お菓子や清涼飲料水を選択する家庭も多く見られます。

この時期は、家庭における食育の取組が大きく影響することから、乳幼児期に必要な食生活・食習慣について、正しい知識を習得し、親子が一緒に食を楽しむことができるような取組を進めることが必要です。

### (2) 学齢・思春期（6～19歳）

学齢・思春期は、最も身体的に発育する時期であり、その発育を支えるためには、十分な栄養を食事から摂取することが大切です。

また、部活動や少年団活動などに取り組む時期でもあり、その内容により、個々の必要とするエネルギー量が異なることから、活動量に見合った食事を摂取することが必要です。

この年代は、様々な体験を通じて食生活の大切さを学ぶ時期であり、新たな食材に挑戦し味覚を育てたり、健康と食のつながりを知ることで、栄養バランスや生活リズムについて、児童・生徒が自ら気を配ることができるようになります。

さらに、学校農園などの取組を通じ、自ら農作物を育てる経験を通して、食物を大切に作る心を育くむ時期でもあります。

一方で、お菓子や清涼飲料水を口にする機会も多くなり、偏食となることも多いのが特徴です。

本町においては、小中学生の肥満が全国・全道の平均と比較して多い傾向にありますが、要因の1つに就寝前の間食や夜型生活の影響を受けていることがあげられます。

また、間食に選ぶ食品については、スナック菓子やチョコレートなどお菓子や清涼飲料水を好む児童・生徒が多く、摂取エネルギーが過剰となりやすいことも肥満へとつながりやすい要因と考えられます。

健康な体や元気な心は、食事から作られることを子どもたちに伝え、自ら食品を選択する力を育む食育の取組を進めることが必要です。

### (3) 青年期（20～39歳）

青年期は、就職や結婚、出産子育て等により大きく生活が変化する時期であり、これまでの知識を活かしつつ、幅広く新たな情報を取り入れて、食生活や健康状態を自己管理することが求められる一方、忙しさを理由に、健康管理が後回しになり、栄養バランスが偏りやすい傾向があるのが特徴です。全国的な調査においても、この年代は男性30代、女性20代をピークに、朝食の欠食率が最も高い状況となっています。一般的に朝食を食べない人は、野菜不足、塩分過多に加え、昼食や夕食の食事量が多くなる傾向があることから、朝食の摂取を促すことが大切です。さらに、睡眠時間が短いと、就寝直前まで飲食をしていることが多く、起床後に空腹感を感じにくいことから、朝食欠食を助長することにつながります。

青年期は、次世代の育成を担う大切な時期でもあります。自己管理はもちろんのこと、子どもたちの健全な食習慣の形成のためにも、生活リズムや健康的な食選択の実践に向けた取組を進めることが必要です。

### (4) 壮年期（40～64歳）

壮年期は、自らの身体的な変化に合わせ、栄養バランスや必要な食事量を理解し、食生活を営む一方で、家族の発育・発達に合わせた食事を用意することが求められるなど、多様なライフステージに応じた食生活を実践する力が求められる時期といえます。一般的に、健康診断における有所見率は50代から上昇する傾向にあり、高血圧や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病を発症する割合も高くなります。これら生活習慣病が進行することにより脳血管疾患や心疾患などへと重症化することから、壮年期から高齢期に向け、食を通じて疾病を予防することができるよう、食育を推進することが大切です。

本町においては、BMI 25以上の肥満に該当する者は23%と、約4人に1人が肥満の状況にあることから、適正体重を維持できるよう情報提供を行うことが必要ですが、職業が食生活に与える影響も大きく、生活に寄り添った助言・指導が必要となります。

### (5) 高齢期（65歳～）

高齢期は、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、体調に合った食生活を実践する時期です。

この年代は、高血圧や脂質異常症、糖尿病のため、医療機関へ通院する者が増える状況にあり、病状に合わせて食品選択することが求められます。このため、健康状態に配慮することはもちろんのこと、口腔・嚥下機能の低下から、刻み食やとろみ食などが必要となる場合もあります。また、独居高齢者の増加から、高齢者の孤食、低栄養も問題となっており、食環境を整えることが大切となることも特徴の一つです。

本町においては、高齢化率が40%を超え、高齢者の食を通じた健康づくりがより重要となっています。健康診断の結果からは、食事の回数や時間については、規則正しいものの、BMI 18.4以下の痩せに該当する者が10%程度いることから、年齢に見合った食事量について情報提供する必要があります。

## 10 関係機関の役割・連携

本町においては、第7に掲げる3つの基本目標をベースに、推進会議を中心として、町民、農業者、学校、認定こども園、関係団体、行政など関係機関がそれぞれの視点で、町の特性に合った食育・地産地消の取組を推進していきます。

### (1) 家庭における食育・地産地消の取組

- ① 規則正しい食習慣と栄養バランスの取れた食事を実践し、日々の食生活に地域農畜産物を取り入れる機会を増やします。
- ② 地域における食に関する情報を共有し良好な食生活の確立を促します。
- ③ 町民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取組むことが望まれる中、各家庭において、この削減に取り組むことによって食べ物を大切にするという考え方の普及や環境への負荷低減を含む効果が期待できることから、食品ロス削減のための何らかの行動をしている町民を増やします。

### (2) 学校・認定こども園における食育・地産地消の取組

- ① 児童・生徒が生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、食育、保健教育及び安全教育等と連携した健康教育に取り組みます。
- ② 学校給食を通じてバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、正しい知識やマナーを学び健康増進を図ります。
- ③ 学校農園や体験学習を通じて、「育てる楽しみ、食べる楽しみ」を伝えます。
- ④ 給食だより等を通じて地域農畜産物の美味しさを伝えます。
- ⑤ 学校の授業（家庭科の調理実習等）において地域農畜産物の積極的な活用を図ります。

### (3) 生産者団体等における食育・地産地消の取組

- ① 農業者や農協等がイベント時に対面販売等を行うことにより、消費者が農業に関心をもってもらう機会をつくり、農業と食育・地産地消に対する正しい知識を得てもらうことに努めます。
- ② 地域農畜産物を利用した講習会等を開催し、地域農畜産物のPRを行い地産地消の推進を図ります

### (4) 地域・行政における食育・地産地消の取組

本町の食育・地産地消の取組については、各年度において保健福祉課・教育委員会・農政課の3課により実施してきたところではありますが、引き続きネットワーク会議を主体として、3課の方向性の統一、連携強化を図りながら、更なる食育・地産地消の推進に努めます。

- ① 食を通じて生活習慣病等の予防を図るため、食育に関する普及や啓発活動を促進するとともに、町が行っている健康診断に併せて各人の健康状況に応じ、栄養相談や運動指導の充実を図り、3課が連携しながら、関係団体等と

もに食育の取組や、健康、教育、農業等各分野における情報交換などを強化し、食育・地産地消の推進を図ります。

- ② 保健師・栄養士の健康づくり・栄養相談の充実を図り、子どもだけでなく高齢者や単身者の正しい食生活の指導を促進します。
- ③ 町農産品加工研究センターで地場農畜産物を使った加工品作り体験会などを開催し、町民に自らつくる楽しさや地域農産物への理解促進に努めます。また、子どもたちを対象とした加工品作り体験会も開催します。

今後、食育・地産地消に対する更なる理解促進に向け、新たな地域農畜産物を活用した加工品作り体験会等を積極的に開催することとします。

- ④ 食育・地産地消推進セミナーなどの開催により、町民の食育・地産地消に対する理解を深めるとともに、食育推進リーダーの育成や活動の推進に努めます。

## 11 参考資料

- (1) 滝上町食育・地産地消推進計画における目標の達成状況（資料1）
- (2) 食育・地産地消推進計画策定に係るアンケート結果（資料2）
- (3) 食育・地産地消の具体的な目標に係る根拠資料（資料3）
- (4) 滝上町食育・地産地消推進会議設置条例（資料4）
- (5) 滝上町食育・地産地消推進会議委員（資料5）
- (6) 滝上町食育推進ネットワーク会議設置要領（資料6）

## ■ 滝上町食育・地産地消推進計画における目標の達成状況

### (1) 町民の健康づくりに繋がる食育の推進

指 標	対象者	H28現状値	目標値	R3現状値	状況	
朝食を毎日食べている人の割合	小学生	87%	100%	94%	未達成	
	中学生	87%	100%	91%	未達成	
	成人	88%	100%	92%	未達成	
肥満の人の割合	幼 児	0%	0%	0%	達成	
	幼 児 [カウプ指数 20 以上]	小中学生	8%	8%未満	17%	未達成
	小・中学生 [ワレル指数 160 以上]	成人	15%	15%未満	23%	未達成
	成人 [BMI 25.0 以上]					

### (2) 子どもを育む食育の推進

指 標	対象者	現状値	目標値	R3現状値	状況
就寝時刻が不規則な小・中学生の割合 (小学生22時以降、中学生23時以降)	小学生	19%	10%以下	24%	未達成
	中学生	47%	25%以下	29%	未達成
間食にごはん、パン、果物、乳製品を主に摂取 する子供の割合	幼 児	90%	90%以上	77%	未達成
	小学生	65%	65%以上	81%	達成
	中学生	73%	73%以上	48%	未達成

### (3) 地産地消と一体となった食育の推進

指 標	対象者	現状値	目標値	R3現状値	状況
学校給食における地場農産物（道内産農畜産物）の使用割合 [重量ベース]	小中学生	84%	現状維持	77%	未達成
地産地消の取組数	町 民	24取組	現状以上	28取組	達成



## ■ 食育・地産地消推進計画策定に係るアンケート結果

- 1 実施年月 令和3年7月実施  
 2 対象者 滝上町内の小・中学校の全校児童・生徒  
 3 回収率 小学校保護者 70/91名 (76.9%)、中学校生徒 34/37名 (91.9%)  
 中学校保護者 32/37名 (86.5%)  
 4 調査項目 以下のとおり

(単位：名、%)

項目	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
1 朝食を食べていますか。				
毎日食べる	66	94.3	31	91.2
時々食べる	4	5.7	3	8.8
いつも食べない	0	0.0	0	0.0
2-1 朝食は誰と食べていますか。				
家族そろって食べる	14	20.0	4	11.8
家族の誰かと食べる	48	68.6	16	47.1
1人で食べる	7	10.0	14	41.2
その他	1	1.4	0	0.0
2-2 夕食は誰と食べていますか。				
家族そろって食べる	42	60.0	21	61.8
家族の誰かと食べる	21	30.0	10	29.4
1人で食べる	0	0.0	2	5.9
その他	2	2.9	0	0.0
無回答	5	7.1	1	2.9
3-1 間食しますか。				
はい	63	90.0	27	79.4
いいえ	7	10.0	7	20.6
3-2 (3-1で「はい」と答えた人に) いつ間食しますか。				
家に帰ったらすぐ	48	76.2	13	48.1
夕食の前	6	9.5	8	29.6
夕食の後	8	12.7	2	7.4
寝る前	2	3.2	4	14.8
その他	6	9.5	1	3.7
3-3 (3-1で「はい」と答えた人に) よく食べるものはなんですか。(複数回答)				
洋菓子	37	58.7	20	74.1
和菓子	12	19.0	6	22.2
果物	25	39.7	7	25.9
パン	16	25.4	5	18.5
おにぎり	10	15.9	1	3.7
カップラーメン	2	3.2	2	7.4
その他	18	28.6	2	7.4
3-4 (3-1で「はい」と答えた人に) よく飲む飲み物はなんですか。(複数回答)				
水	31	49.2	16	59.3
お茶類	46	73.0	19	70.4
スポーツドリンク	16	25.4	8	29.6
牛乳	25	39.7	5	18.5
乳酸品飲料	11	17.5	0	0.0
清涼飲料水・炭酸飲料	14	22.2	13	48.1
その他	0	0.0	0	0.0

(単位：名、%)

項目	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
4 ゆっくりよく噛んで食べていますか。				
ゆっくりよく噛んでいる	45	64.3	27	79.4
よく噛んでいない	24	34.3	7	20.6
無回答	1	1.4	0	0.0
5 いつも何時に寝ますか。				
8時～9時	15	21.4	1	2.9
9時～10時	38	54.3	4	11.8
10時～11時	16	22.9	19	55.9
11時～12時	1	1.4	6	17.6
12時過ぎ	0	0.0	4	11.8
その他	0	0.0	0	0.0
6 いつも何時に起きますか。				
6時前	7	10.0	4	11.8
6時～6時間30分	25	35.7	11	32.4
6時30分～7時	33	47.1	11	32.4
7時以降	5	7.1	5	14.7
その他	0	0.0	1	2.9
無回答	0	0.0	2	5.9
7 農業に興味がありますか。				
ある	39	55.7	8	23.5
ない	31	44.3	24	70.6
無回答	0	0.0	2	5.9
8 滝上町の農畜産物(アスパラ・とうきび)を給食や家で食べてみたいですか。				
食べてみたい	66	94.3	29	85.3
食べたくない	4	5.7	3	8.8
無回答	0	0.0	2	5.9
9 食育に関心がありますか。				
関心がある	44	62.9	15	46.9
関心がない	24	34.3	17	53.1
無回答	2	2.9	0	0.0
10 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上食べていますか。				
ほぼ毎日	31	44.3	13	40.6
週に4～5日	16	22.9	7	21.9
週に2～3日	18	25.7	12	37.5
ほとんどない	5	7.1	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
11 食品ロスという問題を知っていますか。				
知っている	64	91.4	30	93.8
知らない	6	8.6	2	6.3
無回答	0	0.0	0	0.0
12 食品ロス削減のために何らかの行動をしていますか。				
はい	34	48.6	12	37.5
いいえ	35	50.0	20	62.5
無回答	1	1.4	0	0.0
13 産地や生産物を意識して農畜産物・食品を選んでいきますか。				
はい	43	61.4	20	62.5
いいえ	27	38.6	11	34.4
無回答	0	0.0	1	3.1

(単位：名、%)

項目	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
14 滝上産の農畜産物・食品を週にどのぐらい使用していますか。				
1回	21	30.0	6	18.8
2回	7	10.0	3	9.4
3回	4	5.7	5	15.6
4回	2	2.9	1	3.1
5回	1	1.4	1	3.1
それ以上	7	10.0	4	12.5
使用しない	22	31.4	11	34.4
無回答	6	8.6	1	3.1
15 地場産食材を学校給食に活用する場合、費用が嵩むことが考えられますが、その場合の費用負担についてどのようなお考えですか。				
たとえ給食費が高くなってももっと地場産食材を活用すべき	7	10.0	4	12.5
多少給食費が高くなっても、地場産食材を活用すべき	22	31.4	11	34.4
今のままでよい	23	32.9	7	21.9
給食費が高くなるのは困るが、地場産食材を活用すべき	20	28.6	8	25.0
その他	3	4.3	2	6.3
無回答	0	0.0	0	0.0
16 農畜産物を使用して、何か食品加工してみたい食材はありますか。				
はい	21	30.0	10	31.3
いいえ	46	65.7	21	65.6
無回答	3	4.3	1	3.1

*[Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page]*

## 食育・地産地消の具体的な目標に係る根拠資料

## ■ 朝食を毎日食べている人の割合

	平成28年度				令和3年度					
	毎日食べる	時々食べる	いつも食べない	合計	毎日食べる人の割合(%)	毎日食べる	時々食べる	いつも食べない	合計	毎日食べる人の割合(%)
小学生 (滝小・濁小)	71	9	2	82	86.6	66	4	0	70	94.3
中学生	39	6		45	86.7	31	3	0	34	91.2
町 民	235	33		268	87.7	83	7		90	92.2
町民全体	345	50		395	87.3	180	14		194	92.8

※ 小中学生～食育・地産地消の具体的な目標に係るアンケート結果（R3）

※ 町民～町民ミニドック結果（R3）

## ■ 滝上町幼児（3歳） 身長・体重・カウブ指数

【男女別平均の身長・体重・カウブ指数】

区分	平成28年度				令和2年度			
	人数	平均身長	平均体重	平均カウブ指数	人数	平均身長	平均体重	平均カウブ指数
幼児男子	10名	97.2cm	14.6kg	15.5	9名	93.3cm	13.6kg	15.7
幼児女子	6名	96.9cm	14.2kg	15.1	6名	93.9cm	14.2kg	16.0
合計	16名	97.1cm	14.5kg	15.3	15名	93.5cm	13.8kg	15.9

【カウブ指数区分別の人数と割合】

指標	判定	平成28年度						令和2年度					
		男子		女子		合計		男子		女子		合計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
13未満	やせすぎ	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%
13～15未満	やせぎみ	2名	20.0%	2名	33.3%	4名	25.0%	2名	22.2%	1名	16.7%	3名	20.0%
15～18未満	正常	8名	80.0%	4名	66.7%	12名	75.0%	7名	77.9%	5名	83.3%	12名	80.0%
18～20未満	太りぎみ	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%
20以上	太りすぎ	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%	0名	0.0%

※カウブ指数とは、乳幼児（3か月～5歳）の発育状態の程度を表す指数。

$$\text{カウブ指数} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (cm)}^2 \times 10^4$$

※幼児～幼児健診結果（R2）

■ 滝上町小・中学生 身長・体重・ローレル指数

【男女別平均の身長・体重・ローレル指数】

区分	平成28年度				令和3年度			
	人数	平均身長	平均体重	平均ローレル指数	人数	平均身長	平均体重	平均ローレル指数
小学生男子	51名	132.4cm	31.6kg	136.3	48名	133.7cm	36.1kg	145.7
小学生女子	46名	128.6cm	29.3kg	137.7	43名	135.6cm	35.9kg	138.4
小学生合計	97名	130.6cm	30.5kg	137.1	91名	134.6cm	36.0kg	142.3
中学生男子	22名	161.5cm	54.2kg	128.6	18名	160.7cm	56.8kg	135.3
中学生女子	24名	155.2cm	53.0kg	141.8	17名	154.0cm	48.7kg	132.1
中学生合計	46名	158.2cm	53.6kg	135.3	35名	157.4cm	52.9kg	133.7

【ローレル指数区分別の人数と割合】

指標	判定	平成28年度						令和3年度					
		男子		女子		合計		男子		女子		合計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
100未満	やせすぎ	1名	1.4%	1名	1.4%	2名	1.4%	1名	1.5%	2名	3.3%	3名	2.4%
100～115未満	やせぎみ	9名	12.3%	7名	10.0%	16名	11.2%	4名	6.1%	11名	18.3%	15名	11.9%
115～145未満	正常	47名	64.4%	48名	68.6%	95名	66.4%	41名	62.1%	31名	51.7%	72名	57.1%
145～160未満	太りぎみ	11名	15.1%	7名	10.0%	18名	12.6%	7名	10.6%	8名	13.3%	15名	11.9%
160以上	太りすぎ	5名	6.8%	7名	10.0%	12名	8.4%	13名	19.7%	8名	13.3%	21名	16.7%

※ローレル指数とは、学童の肥満の程度を表す指数。

$$\text{ローレル指数} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (cm)}^3 \times 10^7$$

※ 小中学生～小中学校聞き取り調査 (R3)

■ 滝上町成人 身長・体重・BMI

【男女別平均の身長・体重・BMI】

区分	平成28年度				令和3年度			
	人数	平均身長	平均体重	平均BMI	人数	平均身長	平均体重	平均BMI
成年男子	59名	164.8cm	62.1kg	22.8	42名	165.9cm	65.0kg	23.6
成年女子	66名	149.7cm	49.6kg	22.1	48名	151.6cm	51.5kg	22.4
合計	125名	156.8cm	55.5kg	22.6	90名	158.3cm	57.8kg	22.9

【BMI区分別の人数と割合】

指標	判定	平成28年度						令和3年度					
		男性		女性		合計		男性		女性		合計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
18.5未満	やせすぎ	1名	1.7%	8名	12.1%	9名	7.2%	2名	4.8%	6名	12.5%	8名	8.9%
18.5～24.9未満	標準	47名	79.7%	50名	75.8%	97名	77.6%	30名	71.4%	31名	64.6%	61名	67.8%
25.0以上	太りすぎ	11名	18.6%	8名	12.1%	19名	15.2%	10名	23.8%	11名	22.9%	21名	23.3%

※BMIとは、1994年にWHOで定めた肥満判定の国際基準

$$BMI = \text{体重 (kg)} \div (\text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)})$$

※ 町民～町民ミニドック結果

■ 就寝時刻が不規則な小・中学生の割合

	平成28年度										令和3年度									
	8時～9時	9時～10時	10時～11時	11時～12時	12時過ぎ	不明	合計	不規則な就寝時刻	割合 (%)	合計	不規則な就寝時刻	割合 (%)	8時～9時	9時～10時	10時～11時	11時～12時	12時過ぎ	不明	合計	不規則な就寝時刻
小学生 (滝小・濁小)	21名	45名	13名	2名	1名	1名	83名	82名	16名	19.5%	15名	38名	16名	1名	0名	0名	70名	70名	17名	24.3%
滝上中学校	0名	6名	17名	12名	9名	1名	45名	44名	21名	47.7%	1名	4名	19名	6名	4名	0名	34名	34名	10名	29.4%
合計	21名	51名	30名	14名	10名	2名	128名	126名	37名	29.4%	16名	42名	35名	7名	4名	0名	104名	104名	27名	26.0%

※ 不規則な就寝時刻について、小学生は10時以降、中学生は11時以降

※ 小中学生～食育・地産地消の具体的な目標に係るアンケート結果 (R3)

■ 間食にごはん・パン・果物・乳製品を摂取する割合

区分	平成30年度					令和2年度				
	人数	間食する 人数 (A)	間食に食べるもの		摂取割合 (%) B/A	人数	間食する 人数 (A)	間食に食べるもの		摂取割合 (%) B/A
				摂取人数 (B)					摂取人数 (B)	
幼児	31	31	ごはん・パン・果物・乳製品	28名	90.3%	32	31	ごはん・パン・果物・乳製品	24名	77.4%
			スナック菓子	21名	67.7%			スナック菓子	20名	64.5%
			チョコレート	4名	12.9%			チョコレート	8名	25.8%
			その他の菓子(あめ、ガム等)	4名	12.9%			その他の菓子(あめ、ガム等)	5名	16.1%
			野菜	12名	38.7%			野菜	17名	54.8%
区分	平成30年度					令和3年度				
	人数	間食する 人数 (A)	間食に食べるもの		摂取割合 (%) B/A	人数	間食する 人数 (A)	間食に食べるもの		摂取割合 (%) B/A
				摂取人数 (B)					摂取人数 (B)	
小学生	82	71	ごはん・パン・果物・乳製品	46名	64.8%	70	63	ごはん・パン・果物・乳製品	51名	81.0%
			スナック菓子	47名	66.2%			洋菓子	37名	58.7%
			チョコレート	33名	46.5%			和菓子	12名	19.0%
			その他の菓子(あめ、ガム等)	17名	23.9%			カップラーメン	2名	3.2%
			回答不明	1名	1.4%			その他	18名	28.6%
中学生	45	33	ごはん・パン・果物・乳製品	24名	72.7%	34	27	ごはん・パン・果物・乳製品	13名	48.1%
			スナック菓子	17名	51.5%			洋菓子	20名	74.1%
			チョコレート	14名	42.4%			和菓子	6名	22.2%
			その他の菓子(あめ、ガム等)	12名	36.4%			カップラーメン	2名	7.4%
			回答不明	1名	3.0%			その他	2名	7.4%

※ 幼児～幼児健診結果

※ 小中学生～食育・地産地消の具体的な目標に係るアンケート結果 (R3)

■ 滝上町における地産地消の取組状況

取組内容	平成28年度		令和3年度	
	主な取組主体	事業所(者)数	主な取組主体	事業所(者)数
① 地域農畜産物・加工品の販売(直売)	農業者	6 事業所	農業者	7 事業所
② 地域農畜産物を使った加工品の販売	食品加工業者	2 事業所	食品加工業者	3 事業所
③ 地域農畜産物等を使った料理の提供	商店・飲食店	6 事業所	商店・飲食店	7 事業所
④ 地元産小麦粉の活用	農協・生産組織	1 事業所	農協	1 事業所
⑤ しばざくらまつり	観光協会	1 事業所	農協	1 事業所
⑥ 秋!歩こう!錦仙峡	観光協会	1 事業所	農協	1 事業所
⑦ うまいもんまつり	観光協会	1 事業所	商工会(婦人部)	1 事業所
⑧ さくらバラフェア	商工会	1 事業所	商工会(婦人部)	1 事業所
⑨ ふるさとまつり	商工会	1 事業所	商工会(婦人部)	1 事業所
⑩ ふれあい広場	社会福祉協議会	1 事業所	商工会(婦人部)	1 事業所
⑪ 地域特産品の販売	観光協会	1 事業所	観光協会(道の駅)	1 事業所
⑫ 学校給食・給食だより	学校給食センター	1 事業所	学校給食センター	1 事業所
⑬ 町加工センター加工品作り体験会	町	1 事業所	町	1 事業所
⑭ お菓子教室	-	-	民間	1 事業所
合 計		24 事業所		28 事業所

※ 農政課調べ(R3)

■ 町内学校給食における地場農産物(道内産農畜産物)の使用割合

区分	平成27年度								令和2年度							
	年間使用量(A) +(B)	うち道内産物		うち町内産物		うち道外産物		年間使用量(A) +(B)	うち道内産物		うち町内産物		うち道外産物			
		使用量(A)	割合	使用量	割合	使用量(B)	割合		使用量(A)	割合	使用量	割合	使用量(B)	割合		
米	2,200 kg	2,200 kg	100.0%					1,680 kg	1,680 kg	100.0%						
農産物 (じゃがいも等)	3,944 kg	3,048 kg	77.3%	398 kg	10.1%	896 kg	22.7%	3,919 kg	2,671 kg	73.3%	234 kg	6.0%	1,048 kg	26.7%		
畜産物 (牛肉・鶏肉等)	1,443 kg	1,115 kg	77.3%	33 kg	2.3%	328 kg	22.7%	1,448 kg	881 kg	60.8%	0 kg	0.0%	567 kg	39.2%		
畜産加工品 (肉食品・チーズ等)	219 kg	178 kg	81.3%	72 kg	32.9%	41 kg	18.7%	238 kg	236 kg	99.2%	88 kg	37.0%	2 kg	0.8%		
水産物 (さけ・さんま等)	477 kg	407 kg	85.3%			70 kg	14.7%	363 kg	132 kg	36.4%			231 kg	63.6%		
合 計	6,283 kg	6,948 kg	83.9%	503 kg	6.1%	1,335 kg	16.1%	7,848 kg	6,000 kg	76.5%	322 kg	4.1%	1,848 kg	23.5%		

※ 学校給食における地場産物の使用状況調査(R2)



滝上町食育・地産地消推進会議設置条例

(令和 3 年条例第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、滝上町食育・地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 18 条第 1 項に規定する滝上町食育・地産地消推進計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育・地産地消の推進に関して、重要事項を審議し、施策の実施を推進すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 13 人以内をもって組織し、委員は次に掲げるもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に関係する機関、団体等の長から推薦された者
- (2) 町の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、農政課において行い、滝上町食育推進ネットワーク会議設置要領（令和2年訓令第6号）に基づく会議構成員がその庶務を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

## ■ 滝上町食育・地産地消推進会議委員

No	所属	氏名
1	滝上町校長会	田口 雅和
2	滝上町立滝上小学校栄養教諭	平 知子
3	滝上町PTA連合会	並木 俊道
4	滝上町こども園父母の会	小野つかさ
5	滝上町こども園父母の会	磯野 孝子
6	J Aオホーツクはまなす滝上支店	桑原 桂司
7	滝上町畑作振興会	林 政利
8	滝上町酪農組合	森本 剛好
9	滝上町商工会	遠子内 隆
10	ヘルス芝ざくら	米谷 淑子
11	滝上町教育委員会生涯教育課社会教育係	清原 尚弘
12	滝上町保健福祉課健康推進係	大石 絵理
13	滝上町保健福祉課子育て支援係	佐々木 典哉



## 滝上町訓令第 10 号

滝上町食育推進ネットワーク会議設置要領の全部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 日

滝上町長 長 屋 栄 一

滝上町食育推進ネットワーク会議設置要領（令和 2 年訓令第 6 号）の全部を改正する。

## 1. 趣旨

「食」を通して、町民の生涯にわたる健康で豊かな生活の実現と地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」の推進、また食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 33 条及び滝上町食育・地産地消推進計画（平成 29 年 12 月。以下「食育計画」という。）に掲げる食育・地産地消を推進するための組織（以下「推進会議」という。）の円滑な運営等を図るため、滝上町食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

## 2. 構成

(1) ネットワーク会議は、次のとおり構成する。

所 属	職
保健福祉課	課長及び担当係長・係
教育委員会生涯教育課	課長及び担当係長・係
農政課	課長及び担当係長・係

(2) ネットワーク会議の事務局は、農政課において行う。

## 3. 活動内容

- (1) 食育・地産地消の推進などに関する総合的な取組に関すること。
- (2) 構成課相互の連絡調整、情報交換に関すること。
- (3) 食育計画の推進及び推進会議の運営などに関すること。
- (4) その他食育・地産地消運動の推進に関すること及び、ネットワーク会議の円滑な運営に関し必要な事項の協議。

## 4. 会議

ネットワーク会議は、事務局が招集する。なお、事務局は、必要があると認めるときは、構成課以外の課の出席を求めることができる。

5. その他

この要領に定めるほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、その都度、事務局で協議する。

ネットワーク会議は、食育計画改定の際に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、その常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。